

広報



No.117
2016.11

SHINSHU
うるぎ
URUGI

私たちの村

(9月末日現在)

人口 584人

男 265人

女 319人

世帯数 290戸

交通死亡事故ゼロの日

1,810日

発行・編集／売木村役場総務課
印刷／龍共印刷株式会社

ホームページ <http://www.urugi.jp>

電子メール somu@urugi.jp

総務課 somu2@urugi.jp

産業課 sangyo@urugi.jp

観光課 kanko@urugi.jp

住民課 jumin@urugi.jp

教育委員会 kyoiku@urugi.jp



10/8(土) 売木小中学校白樺祭 校内音楽会

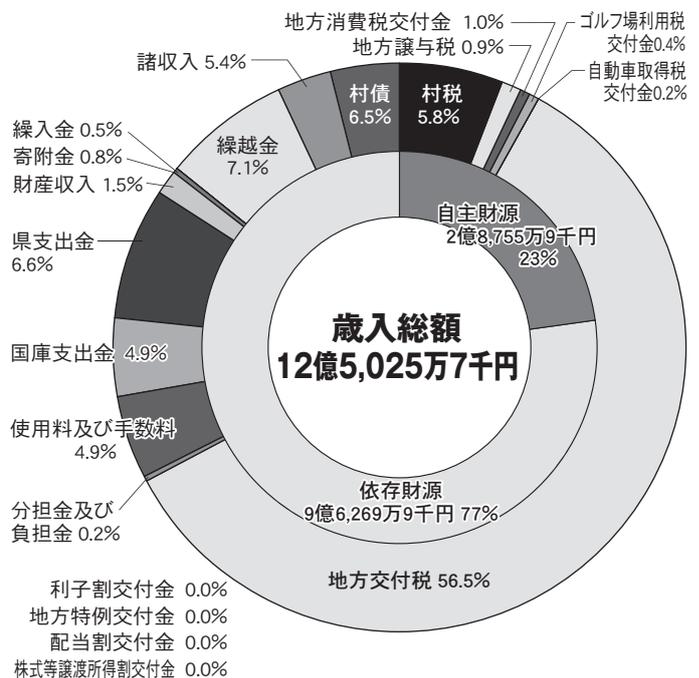
平成27年度 決算概要

平成27年度一般会計及び特別会計の決算が第3回定例議会で認定されました。一般会計及び特別会計の歳入総額は17億858万8千円、歳出総額16億2,792万8千円でした。

(単位:千円)

区 分	H27決算額	対前年比	
		増減額	増減率
村 税	72,500	2,325	3.3
地方譲与税	11,665	493	4.4
利子割交付金	59	△ 15	△ 20.3
地方消費税交付金	12,579	5,093	68.0
ゴルフ場利用税交付金	5,549	△ 173	△ 3.0
自動車取得税交付金	2,166	984	83.2
地方特例交付金	53	△ 108	△ 67.1
配当割交付金	165	△ 45	△ 21.4
株式等譲渡所得割交付金	169	9	5.6
地方交付税	705,949	17,515	2.5
分担金及び負担金	2,329	△ 240	△ 9.3
使用料及び手数料	61,349	4,695	8.3
国庫支出金	60,873	10,010	19.7
県支出金	82,986	△ 5,222	△ 5.9
財産収入	18,274	2,090	12.9
寄 附 金	9,648	8,270	600.1
繰 入 金	6,025	3,973	193.6
繰 越 金	49,339	△ 32,685	△ 39.8
諸 収 入	67,380	32,857	95.2
村 債	81,200	36,400	81.3
合 計	1,250,257	86,226	7.4

一般会計 歳入総額 12億5,025万7千円



主な増減の要因

(単位:千円)

区 分	増減額	主 な 要 因
村 税	2,325	法人税の増
地方交付金	17,515	人口の減少緩和対策費の増額、公債費(交付税措置起債残額の減)
使用料及び手数料	4,695	コインランドリー使用料585 温泉施設使用料1,826
国庫支出金	10,010	社会保障・税番号制度システム整備費補助金12,443、臨時福祉給付金1,999
県支出金	△ 5,222	緊急雇用創出事業補助金11,332減、流域育成林整備事業3,200増
寄 附 金	8,270	ふるさと寄附金の増 429件 8,414
村 債	36,400	臨時財政対策債27,000増、緊急防災事業債5,600増

基金(貯金)残高

(単位:千円)

会 計	H27 決算額	対前年比	
		増減額	増減率
一 般 会 計	1,122,811	70,533	6.7
特 別 会 計	124,572	12,003	10.7
合 計	1,247,383	82,536	7.1

村債(借金)残高

(単位:千円)

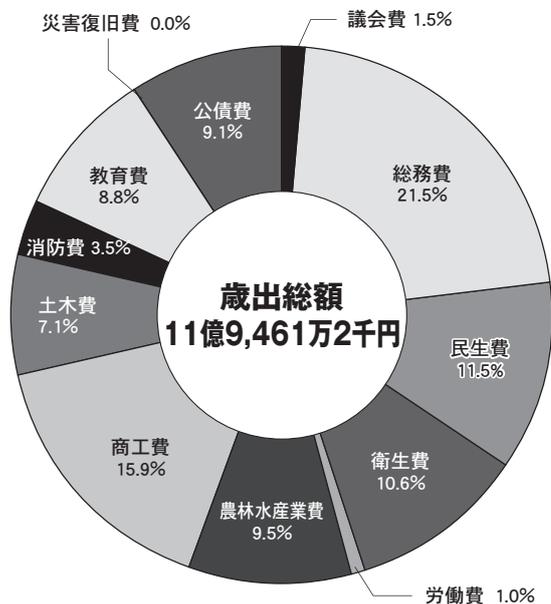
会 計	H27 決算額	H26 決算額	対前年比	
			増減額	増減率
一 般 会 計	722,291	743,540	△ 21,249	△ 2.9
特 別 会 計	675,413	728,108	△ 52,695	△ 7.2
合 計	1,397,704	1,471,648	△ 73,944	△ 5.0

一般会計 歳出総額 11億9,461万2千円

目的別

(単位:千円)

区 分	H27決算額	H26決算額	対前年比	
			増減額	増減率
議 会 費	18,467	18,541	△ 74	△ 0.4
総 務 費	257,393	216,862	40,531	18.7
民 生 費	136,794	142,212	△ 5,418	△ 3.8
衛 生 費	126,101	130,689	△ 4,588	△ 3.5
労 働 費	11,602	11,766	△ 164	△ 1.4
農林水産業費	113,351	95,311	18,040	18.9
商 工 費	191,364	153,300	38,064	24.8
土 木 費	84,257	48,527	35,730	73.6
消 防 費	41,586	31,618	9,968	31.5
教 育 費	104,599	132,438	△ 27,839	△ 21.0
災 害 復 旧 費	2	16,357	△ 16,355	△ 100.0
公 債 費	109,096	117,071	△ 7,975	△ 6.8
合 計	1,194,612	1,114,692	79,920	7.2



主な増減の要因

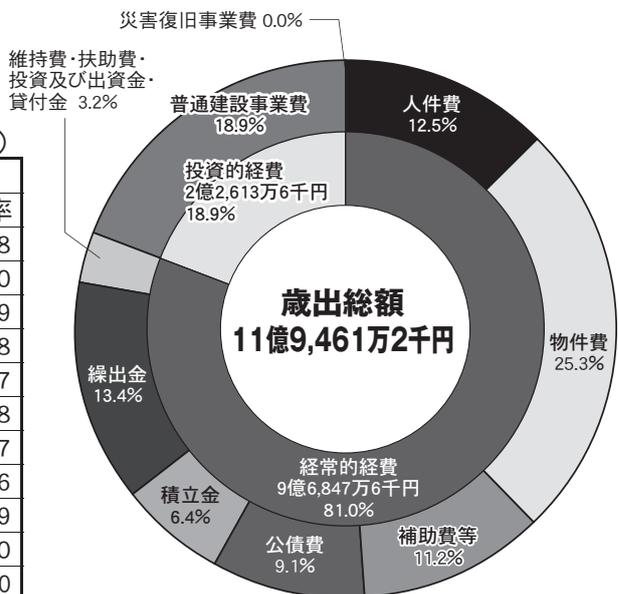
(単位:千円)

区 分	増減額	主 要 因
総 務 費	40,531	番号制システム改修委託10,305 公会計データ作成業務委託4,719 財政調整基金積立金47,000
衛 生 費	△ 4,588	診療所繰出金減 水道会計繰出金減 (メーター更新終了)
農 林 水 産 業 費	18,040	村有林造成事業17,508 分収造林事業9,028 農業基盤整備促進事業5,476
土 木 費	35,730	橋梁定期点検委託2,686 久助車庫移転工事21,433 定住促進住宅建設工事18,503
教 育 費	△ 27,839	体育館・学校設備・教員住宅改修工事終了による減
災 害 復 旧 費	△ 16,355	災害復旧工事なし

性質別

(単位:千円)

区 分	H27決算額	H26決算額	対前年比	
			増減額	増減率
人 件 費	149,292	139,723	9,569	6.8
物 件 費	302,262	302,295	△ 33	△ 0.0
維 持 費	11,381	9,573	1,808	18.9
扶 助 費	22,021	28,529	△ 6,508	△ 22.8
補 助 費 等	133,243	121,441	11,802	9.7
公 債 費	109,096	117,071	△ 7,975	△ 6.8
積 立 金	76,558	75,290	1,268	1.7
繰 出 金	159,463	160,387	△ 924	△ 0.6
投資及び出資金・貸付金	5,160	5,260	△ 100	△ 1.9
普通建設事業費	226,136	138,766	87,370	63.0
災害復旧事業費	0	16,357	△ 16,357	△ 100.0
合 計	1,194,612	1,114,692	79,920	7.2



会 計 別 決 算

(単位：千円)

会 計 名	歳 入			歳 出		
	H27決算額	対前年比		H27決算額	対前年比	
		増減額	増減率		増減額	増減率
一 般 会 計	1,250,257	86,226	7.4	1,194,612	79,919	7.2
特 別 会 計						
国民健康保険特別会計	109,341	△ 9,151	△ 7.7	98,992	△ 8,531	△ 7.9
直営診療所特別会計	59,956	3,613	6.4	49,451	△ 526	△ 1.1
水道事業特別会計	60,064	△ 5,274	△ 8.1	60,064	△ 5,273	△ 8.1
後期高齢者医療特別会計	8,813	△ 430	△ 4.7	8,813	△ 430	△ 4.7
下水道事業特別会計	56,734	16,358	40.5	56,733	16,358	40.5
介護保険特別会計	121,473	12,329	11.3	119,164	14,979	14.4
介護サービス特別会計	41,949	2,211	5.6	40,099	1,784	4.7
合 計	1,708,587	105,882	7	1,627,928	98,280	6.4

財 政 指 標 状 況

(単位：%・千円)

項 目	H27決算額	H26決算額	説 明
財政力指数	0.10	0.10	この数値が1に近いか1を超えるほど財政力が強いと見る。※前3年平均
実質収支比率	6.3	4.9	一般的に黒字額は、標準財政規模の3～5%が望ましい。
経常収支比率	73.7	79.3	財政構造の弾力性を判断する指数、通常70%程度に収まることが妥当。
標準財政規模	720,850	700,775	標準的行政水準を維持するために必要な経費に見合う財源。

財 政 健 全 化 判 断 比 率

指 標	比 率	説 明	早期健全化基準	財政再生基準
実 質 赤 字 比 率	—	一般会計等の実質赤字の標準財政規模に対する比率	15.0%	20.0%
連結実質赤字比率	—	一般会計、国民健康保険・上下水道等の特別会計、全ての会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率	20.0%	40.0%
実 質 公 債 費 比 率	10.5%	標準財政規模に対して、一般会計や上下水道等の公営企業会計、全ての会計が負担する実質的な公債費（元利償還金）の比率	25.0%	35.0%
将 来 負 担 比 率	—	一般会計等が、将来負担すべき実質的な負債（上下水道等の公営企業会計を含む）の標準財政規模に対する比率	350.0%	—

※実質赤字比率、連結実質赤字比率について、それぞれ赤字額がありませんでした。

指 標	簡易水道特別会計	下水道事業特別会計	経営健全化基準
資金不足比率	—	—	20.0

※両会計とも資金不足額がありませんでした。

議会だより

売木村議会定例会

平成28年第三回売木村議定例会が、9月8日から15日までの8日間の会期として開会されました。付議事件38件が上程され、全議案原案どおり可決・認定・同意されました。主な内容は次のとおりです。

決算認定

平成27年度一般会計、特別会計（7会計）の決算については、いずれも認定されました。決算内容はP2～4のとおりです。

請願・陳情

- ①複式学級の編制基準の改善、教職員定数増を求める意見書提出に関する請願書について
- ②義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願書について
- ③公共工事設計労務単価引き

上げを受け、建設労働者の適正賃金確保に向けた取り組みを求める請願書について

- ④所得税法第56条の廃止を求める意見書採択を求める陳情書について
- ⑤奨学金制度の充実等を求める意見書の採択を求める陳情書について

- ⑥T P Pに関する情報開示の徹底と持続可能な農業経営の実現に向けた農業政策の確立を求める陳情書について

報 告

- ①物損事故に係る損害賠償の額を定めることについて（停車中の車に衝突し損害を与えた賠償）
- ②平成27年度決算に係る健全化判断比率等の報告について

条 例

- ①売木村税条例の一部を改正する条例制定について

（日台間における租税取決めの内容の実施に係る国内法の整備に伴い、住民税において配当等に対する一部軽減の創設）

- ②売木村行政不服審査会条例の廃止について（行政不服審査に係る事務を下伊那郡共同で実施することによる、売木村行政不服審査会の廃止）
- ③売木村行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例の一部を改正する条例制定について（売木村行政不服審査会の廃止に伴い、審理する機関を下伊那郡総合事務組合に改める。）

- ④売木村特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に係る条例の一部を改正する条例制定について

- ⑤売木村地域の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー事業の促進に関する条例制定について（村内で一定以上の規模の太陽光発電等設置する事業者は、村への届出と地域住民

発 議

に対する説明会が義務付けられる）

- ①複式学級の編制基準の改善、教職員定数増を求める意見書について
- ②義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書について

- ③奨学金制度の充実等を求める意見書について
- ④T P Pに関する情報開示の徹底と持続可能な農業経営の実現に向けた農業政策の確立を求める意見書について

- ⑤意見書4件については、国の関係機関に9月15日付け送付しました。）

補正予算

- ①平成28年度売木村一般会計補正予算（第2号）について（52,249千円増額）

- （庁舎耐震化工事5,820千円、特産品加工施設整備費5,000千円、村道上手開土線改良工事6,290千円、減債基金積立金22,700千円ほか追加）

- ②平成28年度売木村国民健康

保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）について（329千円増額）

（職員人事異動による給与費減△479千円、国庫負担金の実績に伴う返還金828千円）

- ③平成28年度売木村国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第2号）について（572千円増額）（繰越金ほか）

- ④平成28年度売木村簡易水道特別会計補正予算（第2号）について（1,304千円減額）（職員人事異動による給与費減ほか）

- ⑤平成28年度売木村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について（3千円増額）（パンフレット印刷費増額）

- ⑥平成28年度売木村下水道事業特別会計補正予算（第2号）について（211千円増額）（過年度分使用料211千円増額）

- ⑦平成28年度売木村介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）について（1,951千円増額）（27年度介護給付費の実績に伴う返還金967千円、繰越金ほか）

一般質問

⑧平成28年度売木村介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第1号）について（繰越金に伴う財源振替）

5番 後藤一夫議員

①ふるさと館の案内看板が見えにくい。また、売木村をPRしていくにはもう一つ観光案内所の看板も必要ではないか、村長の考えをお聞きしたい。

村長答弁

私も村長就任以来、売木村を知っていただきたい、売木村ってどこにあるの！から始めPRに努めてきました。マスコミにはこちらから情報提供して新聞に取り上げて頂く、時にはラジオ放送に出していただくなど、とにかく村を知って頂き行ってみたくなる村になるように努めてきました。そんな中でマラソンランナーの活躍で「走る村うるぎ」の名前も全国的に知って頂けるようになりました。また大勢の皆さんが村に訪れてくれるようになりました。中京、東海方面から村に来

て頂いた皆さんからは、近くにこんななのどかで癒される村があったのか？と言う好印象の話をよく聞きます。それは村民の皆さんが来訪者を暖かく迎えて頂いているお蔭と感謝しているところであります。

看板は平成13年、14年当時の看板でありますので、村内全体の看板を見直して更新していきたいと思っております。ふるさと館の看板につきましては、ふるさと館を年度内に道の駅としての申請を予定しております。道の駅として登録されますと、看板等も変えていかなくてはならないと思っておりますので、その時点で考えたいと思っております。

3番 小林智臣議員

①村道17号線及び村道栗矢沢線の改良予定があるが、その幹線である県道大平山松葉線の幅員が狭く、また県外車の通行が多く、地元住民は大変危険を感じており、県道の改良予定があるかお聞きしたい。

②山林作業道等一斉補修の施業地が少なくなっていると聞きます。また、受益者の

高齢化が進んでおりますので現在、40mの資材配布を50mに増やすことができなにか検討をお願いしたい。

村長答弁

①この県道につきましては、国道151号新野峠バイパスの改良に伴い、スムーズな取付道路を要望してまいりました。全線にわたる改良要望というのは効果が薄れるという点もあり、アクセス道路の確保を重点に要望してまいりました。

新野峠バイパス工事も10月末供用開始の予定で工事も進んでおり、アクセス道路につきましても151号新野側からの国道が、県道大平山松葉線となり、この区間の要望は一区切りかと考えられます。県としてはアクセス区間の整備を優先して行い、引き続き県道の危険個所の解消等に着手するように考えております。村としても村道改良との連携、歩行者の安全確保を念頭に、重点区域を設定して県への提言要望活動を行っていきたくと考えております。

②平成12年度から3年継続路線は1年休んで頂く、また

1路線碎石・コンクリートは幅員3mで延長40m、12mを限度としたことがありますが。ここへきて関係各位のご尽力により事業が完了した路線も出てきており、また路線関係者の高齢化も影響して事業実施希望が減少してきております。

5年前の平成23年当時は17路線で予算が387万円でありましたが、平成25年は12路線と減っており、このような状況から平成25年度からは4年目であっても予算の範囲内で資材が支給できれば事業を認めることとしてきております。

作業を行う人も高齢になられており、以前とは状況も変わってきておりますので、作業ができるうちに舗装の延長を伸ばすなどできるだけ事業を進めることが必要だと思っております。

資材支給の申し合わせ基準は必要なことだと思いますが、現状を考えますと見直しをしていく必要があるかと思えます。議会常任委員会の皆さんと協議をして事業進捗に当たりたいと思えます。

7番 中山英二議員

村の抱える諸問題、村の将来像等、村民が意見を出せる機会を多く作るため、月に一度の車座集会を提案します。トップダウンでなく、村民全員で考える村づくり、意見が出し易い雰囲気と話の進め方の工夫、村民の知恵を総結集し村政に生かす、話し合いの機会を多く持つことにより村に活気を起こすと思えます。

村長答弁

村長就任以来、集落懇談会、村政懇談会等を開催してきましたが、そこに出ていただけの皆さんも同じ顔ぶれが多く、村が呼びかけてくれる懇談会は村からの事業説明、予算説明など一方的な話になっていけるところもあり、意見の出し易い雰囲気ではないとは思っておりますが、これはこれで継続していきたいと思っております。

そんな中、昨年より愛知大学の皆さんにこれからの村づくりの研究をしていただいております、ズク会議が立ち上がりました。役場の若い職員、村の次代を担う若い皆さんに集まってこれから

平成28年7月から9月までの間に次の方々からふるさと寄附金を頂きました。寄附金はいったん基金に積み立て、これからの村づくりに使わせていただきます。

**ふるさと寄附金を
頂きました**

の村づくりの会議を進めていただいております。将来を見据えて活発な意見交換をしていただき、若い皆さんが考える将来像が見えてくることを期待しております。意見の出し易い場を作っていくのは村主導というのではなく、皆さんが集まって話しているところへ私を始め職員を呼んでいただけるのが一番かと思っております。前々から日程さえ合えば出ていく用意はありますと言っておるところであります。村民の思いが気楽に話し合えるそんな雰囲気のある方について検討させていただきたいと思っておりますので、ご協力をよろしくお願いたします。

- 個人から**
- 毛利 徳 様 (東海市)
 - 加藤 務 様 (豊橋市)
 - 滝井 敦子 様 (焼津市)
 - 滝井 洋一 様 (焼津市)
 - 小野三恵子 様 (中川区)
 - 鶴間 俊彦 様 (横浜市)
 - 岡本 和之 様 (豊川市)
 - 清水 良信 様 (東大阪市)
 - 安井 祥人 様 (京都府)
 - 安井みさき 様 (京都府)
 - 鳥居 真生 様 (春日井市)
- 法人から**
- 山岡石材工業 様
 - 飯田水晶山温泉ランド 様
 - かぶちゃんファーム 様
 - 丹羽コルク興業 様
 - 株式会社 飯伊 様
 - 株式会社 JTN 様
 - 積水ハウス 浜松支店 様
 - プラチナ万年筆 様
 - 匿名希望の方 41名
- お名前前の公表を希望されない方もお見えになります。ご了承ください。
- ふるさと寄附金の合計額は14,500千円になりました。

日本年金機構からのお知らせ

待ち時間の短縮とサービス向上を目指して予約相談を行っております。

日本年金機構では、お客様からの年金相談をより丁寧で効率的に対応していくため、平成28年10月から全国の年金事務所で現行の年金相談の予約制を拡充し、お客様に利用しやすい環境を整備することとしています。飯田年金事務所では、平成28年9月から下記のとおり年金相談の予約制を実施しています。

1. 予約の申し込み方法

◇ご予約は、相談希望日1ヵ月前から予約相談の前日の午前中までお電話、又は年金相談窓口でお受けいたしております。

★電話番号 0265-22-3641 飯田年金事務所 お客様相談室

*音声ガイダンスが流れ、最初に「1」を押していただき、続けて「2」を押していただくと、お客様相談室につながります。

◇ご予約を受け付ける際には、相談者及び配偶者氏名、基礎年金番号、電話番号、相談内容等についてご確認させていただきます。

2. 予約時間帯

◇月曜日～金曜日 8:30～16:00

*予約状況により、ご希望の日時を調整させていただく場合がありますので、あらかじめご了承願います。

3. その他

年金相談にお越しの際は、年金手帳(基礎年金番号通知書)、年金証書、振込通知書などの他、相談者本人であることを確認できるものをご持参のうえ、予約時間までにお越しいただき総合案内の者にお申し出ください。

◇代理の方がご相談に来られる際には、委任状が必要となります。

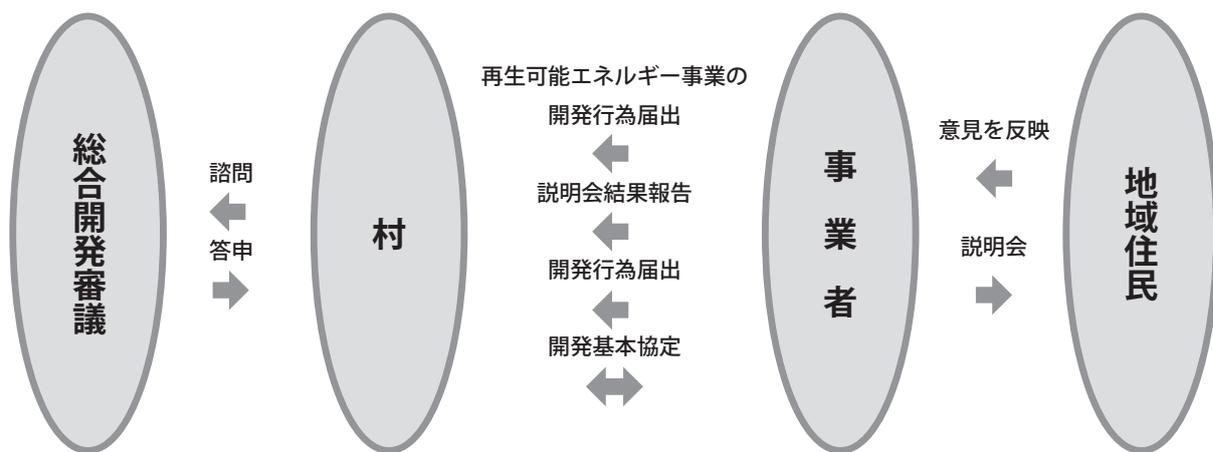
◇ご都合により来所できない場合には、事前にご連絡をお願いします。

売木村地域の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー事業の促進に関する条例が施行されました

目的 再生可能エネルギー（太陽光、風力、水力など）を利用した事業は村、事業者、近隣の住民の方々の密接な連携のもと、自然環境、防災及び景観などに十分に配慮し適正に行わなければならないものです。

条例の内容

村の区域内で再生可能エネルギー設備の設置をしようとする事業者は、事前に村へ届出が必要になります。届出をした事業者は公開による説明会を村内に周知し開催してもらいます。説明会の結果により計画通り実施するか、変更が必要になるか変わってきます。説明会の内容は村へも報告してもらいます。



毎年受けましょう!! 特定健診

あなたは自分の身体のことを知っていますか？

日本人の死因の約3割はメタボリックシンドロームをはじめとする生活習慣病によるものです。

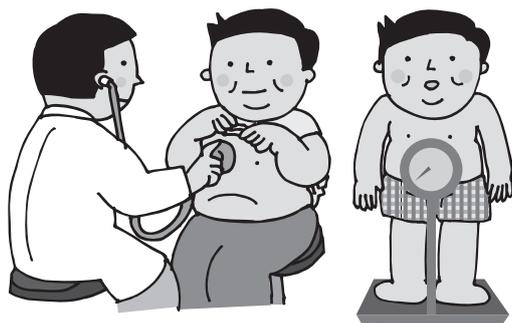
毎日の生活習慣の積重ねが大切であり、健診受診と生活習慣改善で予防できる病気です。

また特定健診は、生活習慣に着目した健診ですので、年に1回は受けて自分の身体と向き合しましょう！！

売木村の健診や血液検査の結果を見ると、病院に受診し服薬を続けている方でも、上手くコントロールできていない方が多くみられます。薬を飲んでいれば良いだけでなく、定期的な血液検査を受け、食生活などの生活習慣について振り返り、改善することが大切です。

生活習慣病は、初期には特別な症状が現れないことが多く、気づいたときには重症化していることもあります。

今年度まだ健診を受けていない方、ぜひこの機会に健診を受けましょう。40～74歳以下の国保の方で受けられる方は、役場 保健師（TEL28-2311）までお問合せください。





人権擁護委員に
村松松美さん委嘱
(7月1日付)

人権擁護委員は日頃から人権に関する相談を受付けるほか、特設人権相談所の開設や街頭啓発など人権に関する啓発を行うとともに、人権を守るために活動します。



台風16号により被災した村道42号アテレビ線の路肩復旧を北沢建設株式会社に地域貢献事業で実施していただきました。

災害復旧に貢献していただきました

ふるさと寄附金を使わせていただきました



マイクロバス更新費用の内、100万円分をふるさと寄附金により支出しました。様々な村の活動に利用します。



「学校給食用スチームオーブン」購入費用の内100万円分をふるさと寄附金より支出しました。温かい料理はもちろん、今まで購入していたパンもこれで賄えないか検討しています。今後もうるぎっ子のために寄附金を活用させていただきます。

●●●●● 労働相談・個別労働紛争のあっせん ●●●●●

長野県労働委員会では、労働者個人と事業主の間で起きたトラブルを解決するための労働相談やあっせんを行っています。労働問題の専門家が公正・中立な立場で問題解決に向けてサポートします。どなたでも無料で利用できます。また、相談内容やあっせんの秘密は守られますので、お気軽にご利用ください。

1. 労働相談・あっせんの内容

・雇用や労働条件 ・突然の解雇 ・パワハラ 等

2. 相談方法

お近くの県労政事務所へご相談ください。

東信労政事務所（上田合同庁舎内）TEL:0268-25-7144・南信労政事務所（伊那合同庁舎内）TEL:0265-76-6833

中信労政事務所（松本合同庁舎内）TEL:0263-40-1936・北信労政事務所（長野合同庁舎内）TEL:026-234-9532

お問い合わせ先 労働委員会事務局 ☎026-235-7468

うるぎダイアリー



8月1日
環境整備作業

多くの方にご参加いただきありがとうございました。



8月18日
東邦大学コンサート

恒例となった東邦大学コンサートが今年もふなの木にて行われました。



9月4日
うるぎ星の森音楽祭

～もう一度木と暮らそう～ をテーマに Pai x 2 (ペペ)をはじめ様々なアーティストが出演。



10月9日
うるぎトライアルラン

うるぎトライアルランが開催されました。200名あまりのランナーが売木村内を疾走しました。



10月15日
敬老会

ふなの木にて敬老会開催。昨年度好評につき今年度も実施し多くの方に楽しんでいただきました。



10月16日
わんぱく相撲

今回もうるぎの小学生力士が大活躍でした。



地域力創造アドバイザー
黍嶋 久好 (愛知大学)

愛知大学・三遠南信地域連携研究センターの黍嶋久好です。総務省の地域力創造アドバイザーを拝命し、売木村で“すく”を出してまいりたいと思いますので、お声かけをお願いいたします。

(異動)住民課長
大石和彦(総務課)

()は前任



渡邊(重見)高好(採用)

村の職員としてふさわしい人間になれるよう努力し、村のために頑張ります！



伊東 勝(副村長)

10月1日より、副村長を再び務めさせていただくことになりました。2期目の村政、今後の売木村の発展のために精一杯頑張らせていきたいと思っております。

人事 職員紹介

10月1日付